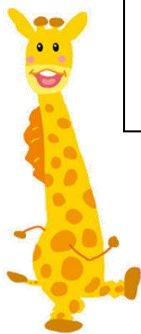
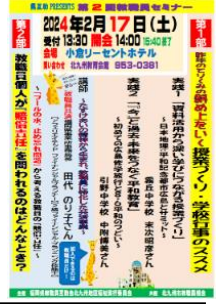




この共済が教職員にとってとても大事なものだということがよくわかりました！ ～3期教研への参加ありがとうございました！～③

第2部は、教職員共済福岡県事業所事務局長の田代のり子さんより「教職員個人が『賠償責任』を問われるのはどんなとき？」というテーマで話していただきました。昨年の夏、ニュースを賑わせた「プールの水止め忘れ問題」から、具体的な例を提示しながら話していただいた「個人賠償の問題」は、全ての教職員に聴いてもらいたい「講話」でした。参加者の感想のつづきです。



プールの水の話はニュースで聞いたとき、衝撃を受けました。最近はずぐ訴訟問題になるので他人事ではないと思います。ありがとうございました。

日々の中でどうしてもミスは起こりうるものなので、いざというときのために備えておくことが大切だと思います。

この共済が教職員にとってとても大事なものだということがよくわかりました。私も帰ってからハガキを確認してみます。届いてなかったら加入を考えます。

若い先生方にもっと伝えていかねばと思うが、そのためにはどのような方法があるのだろうか。

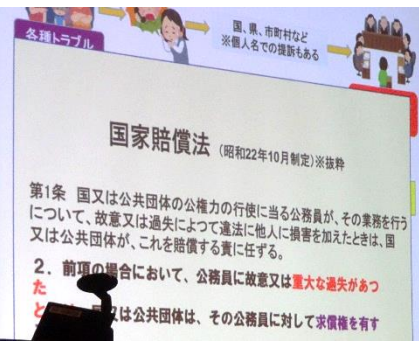
国家賠償法と求償権の存在がよくわかりました。



これだけの補償がついて、月 900 円！そのうち 400 円は退職時に帰ってくるとは！教職員個人が賠償請求されることが増えている教育現場で、弁護士費用、訴訟対応費用、被害者対応費用など教職員特有のリスクを実質 500 円でカバーしてくれる保険は教職員共済しかないでしょう。全ての教職員がこの共済の存在を知る必要があります。北九州市内の全ての学校で説明会ができるといいですね。

賠償問題の具体例など、聞かせてもらって良かったです。「国賠法」との関係が、すっきりわかりました。

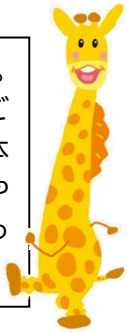
ヒューマンエラーの補償の話、とてもよくわかりました。



日々「訴えるぞ！！」と生徒に口にされ、とても悲しい世の中、現実だと感じます。教育的ではないとは思いつつ、お守りとして安心して勤められる為にも大事ですね。



現役の方に教えたい。学校の事情をよくご存じで、リアルな具体例をあげて、分かりやすく説明してくださっていました。



教職員賠償について改めて復習できてよかったです。月々に実質ワンコインでこれだけ多岐に渡る補償がついているのは、かなり魅力的だと思います。転ばぬ先の杖・・・備えをすることを周知していきたいです。

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！



///JTU 北九州市教職員組合 〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1
E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp 北九州教育会館 TEL (093) 953-0381

